

○鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例

平成25年9月13日

鳥取市条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 殿ダム周辺の環境保全を図り、地域特性を生かした活力あるまちづくりを推進し、市民の休養、保健、交流等に供するため、鳥取市殿ダム周辺広場（以下「周辺広場」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
殿ダム記念広場	鳥取市国府町殿
殿ダム中央広場	鳥取市国府町殿
殿ダム親水広場	鳥取市国府町楠城
殿ダム古神護広場	鳥取市国府町神護

(指定管理者による管理)

第3条 周辺広場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に周辺広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 周辺広場の利用に関する業務
- (2) 周辺広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺広場の管理上市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第5条 周辺広場のうち、別表第1に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、周辺広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の許可)

第6条 周辺広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、演説、集会その他これらに類する目的のため周辺広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は前条第1項に規定する利用又は行為（以下「利用等」という。）を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、周辺広場の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第8条 周辺広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、第5条第1項の許可にあつては別表第1に、第6条第1項の許可にあつては別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（目的外利用等の禁止）

第11条 第5条第1項又は第6条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、周辺広場を許可に係る利用等の目的以外に利用し、又はその利用等の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、周辺広場の利用等を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（2） この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

（3） 災害その他不可抗力によって周辺広場を利用することができなくなったとき。

（4） 許可の条件に違反したとき。

（5） 前各号に掲げるときのほか、周辺広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

（行為の禁止等）

第13条 周辺広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地及び施設を損傷し、汚損し、又は土石を採取すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) ごみその他の汚物を捨てること。
- (4) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。
- (5) 広告若しくはこれに類するものを提示し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を進入させ、又は駐車若しくは停車をすること。
- (8) 危険物を持ち込むこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、周辺広場の管理上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対して、行為の中止、周辺広場からの退去その他の必要な措置を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用等を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第12条の規定に基づく利用等の許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 周辺広場の施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第12条の規定に基づく利用等の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２０日条例第５２号抄）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

３ 改正後のそれぞれの条例（第７条から第９条まで、第１１条及び第２９条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２９年６月２７日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２５日条例第３号抄）

（施行期日）

１ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例（第３４条から第３７条まで、第５３条及び第５４条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

３ 改正後のそれぞれの条例（第８条、第９条、第１１条及び第２９条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第５条、第８条関係）

(本表…一部改正〔平成29年条例25号〕)

名称	区分		利用料金（1時間につき）
殿ダム記念広場 （多目的広場）	全面利用	一般	500円
		小学生、中学生、 高齢者	250円
		障害者等	無料
	半面利用	一般	250円
		小学生、中学生、 高齢者	100円
		障害者等	無料
	殿ダム交流館体験学習室		250円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

別表第2（第8条関係）

(本表…一部改正〔平成25年条例52号・31年3号〕)

区分	単位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1m ² 1日につき	50円

業とする写真の撮影	常時	写真機 1台1月につき	500円
	臨時	写真機 1台1日につき	100円
業とする映画撮影の行為		1時間につき	200円
興行		1m ² 1日につき	10円
競技会、展示会、演説、集会その他 これらに類する行為		1m ² 1日につき	5円
備考 第6条に掲げる行為に係る土地の利用のうち消費税及び地方消費税を非課税 とされるもの以外のものに係る利用料金は、この表の規定により計算して得た額に 100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端 数金額を切り捨てた額）とする。			

○鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年12月27日

鳥取市規則第58号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例（平成25年鳥取市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休場日及び利用時間)

第2条 鳥取市殿ダム周辺広場（以下「周辺広場」という。）の休場日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を受けてこれを変更することができる。

施設の名称	休場日	利用時間
殿ダム記念広場 殿ダム交流館 殿ダム中央広場 殿ダム親水広場 殿ダム古神護広場	(1) 月曜日（その日が国民 の祝日に関する法律（昭和2 3年法律第178号）に規定 する休日である場合は、その 翌日） (2) 12月29日から翌年 の1月3日までの日（前号に 掲げる日を除く。）	午前8時30分から午後 5時まで

(附属設備等の利用料金)

第3条 条例別表第1に規定する附属設備等の利用料金は、別表のとおりとする。

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第4条 周辺広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、周辺広場の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設の名称	区分	利用料金
殿ダム交流館	シャワールーム	1回につき100円